



JASDAQ

平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 榎沢 徹
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先 経営企画部 徳本 潤弥
電話番号 03-6435-6933

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議し、また、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 50 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	44,046,000株
株式併合により減少する株式数	39,641,400株
株式併合後の発行済株式総数	4,404,600株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	2,592名(100.0%)	44,046,000株(100.0%)
10株未満	58名(2.2%)	138株(0.00%)
10株以上	2,534名(97.8%)	44,045,862株(100%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株に満たない株主様58名(所有株式数の合計138株)は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなります。株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

13,419,600株(併合前は134,196,000株)

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>134,196,000 株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,419,600 株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 25 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 30 年 9 月 25 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 30 年 9 月 26 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
2	1,234 株	1 個	123 株	1 個	0.4 株
3	100 株	0 個	10 株	0 個	なし
4	10 株	0 個	1 株	0 個	なし
5	3 株	0 個	0 株	0 個	0.3 株

例 1、例 3、例 4 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例 2、例 5 に該当する株主様は発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この処分代金は平成 30 年 11 月下旬にお支払いする予定です。また、効力発生前のご所有株式が、10 株に満たない株主様（上記例 5）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(株主名簿管理人)

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 9 時から 17 時まで

以 上